

高齢者を在宅介護する子育て世代への 介護者支援に関する研究動向と課題

井上 祐子

1. 緒言

厚生労働省は、社会的入院の解消や医療費の抑制に向けて、介護療養病床を廃止する方針であったが、廃止期限の2017年度末以降も存続させる方向に軌道修正した（日本経済新聞2014）。その理由として、認知症や慢性疾患を抱え、医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者が増加するとの見込みが否定できないことから、厚生労働省は、今後の医療・介護サービス保障について、①各医療機関が日常の医療、高度医療、集中リハビリといった各自の役割を發揮すること ②各医療機関が密接に連携することにより、円滑に生活の場に移行できるように支援すること ③退院後は医療・介護・生活支援等のサービスを受けながら、自宅あるいはそれに準ずる場所で生活することを目指している（厚生労働省2014；東京都福祉保健局2014）。この政策方針では、在宅医療や在宅介護の必要性を一層強めていることから、在宅介護を担う家族支援が重要となる。我が国では、子や子の配偶者が介護を担うケースが多いことが指摘されていることから、在宅介護における主な介護者の内訳に目を向けると、少子高齢化に伴い親の介護を担う子どもの数が減少する中で、40歳未満の女性の2.0%、40～49歳までの女性の8.1%が介護者であることが報告されている（厚生労働省2012；厚生労働省2013；内閣府2015）^{1) 2)}。この年代の女性は、少子高齢化とともに晩婚化も進んでいることから、乳幼児の子育てをしながら介護者となっている可能性もあると推測される。この育児と介護が同時に進行するダブルケアの問題について、高齢者介護（高齢者ケア）政策と子育て（子どものケア）政策の両者を包含して、「社会的ケア」「ケアレジーム」という枠組みで把握する重要性が指摘されている（相馬・山下2013）³⁾。今後、少子高齢化、晩婚化が一層進む中で、ダブルケアは生活課題になっていくと推測され、研究

を蓄積する必要があると考えられる。

2004年に成立したわが国の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」⁴⁾⁵⁾では、ソーシャルワークの定義⁶⁾として、「ソーシャルワークの専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である(IFSW 2000)。」が示されている(社会福祉専門職団体協議会・倫理綱領委員会 2004)⁷⁾。このソーシャルワークの定義を踏まえるならば、利用者とともに生活課題の緩和・解消に取り組むソーシャルワーカーは、その役割の一つとして、「利用者の権利を守り意思を尊重する視点に立ち、利用者の生活環境を調整し、利用者の抱える生活問題の緩和・解消を目指すこと」があげられると考えられる。

そこで、本研究は、育児と介護の社会化における福祉サービスについて示唆を得ることをねらいとして、高齢者を在宅介護する子育て世代への介護者支援の研究動向をまとめ、今後の研究課題を明らかにすることを目的とした。

2. 方法

高齢者を在宅介護する子育て世代への介護者支援に関する研究動向を検討するために、「在宅/介護/育児」「在宅/介護/子育て」「介護/育児」「介護/子育て」「ダブルケア」というキーワードから検索を行った。文献収集では、社会老年学文献データベース⁸⁾を用いた。この結果、のべ14編の先行研究を収集した。各キーワードで収集された論文の内訳は以下の通りである。「在宅/介護/育児」のキーワードでは2編を収集した。「介護/育児」では8編が収集され、うち2編は「在宅/介護/育児」のキーワードで収集された論文と重複していた。「介護/子育て」では4編を収集した。「在宅/介護/子育て」「ダブルケア」は0編であった。本論文では、収集した14編のうち、重複して検索された論文を除くとともに抄録を概観し、7編の論文を収集した。選択した

7編の先行研究は、「在宅／介護／育児」のキーワードで収集された先行研究が2編（後藤・鈴木 1994；来嶋・上田・橋本・中園 1995）、「介護／育児」のキーワードで収集された先行研究が4編（袖井 1995；西岡 2000；片倉・佐藤・西田・安梅 2002；岩井 2011）、「介護／子育て」のキーワードで収集された先行研究が1編（鈴木・森・小長谷 2010）であった。次に、収集した7編の先行研究を「目的」「対象」「方法」「結果」別に整理し、研究内容から分類を行った。

なお、倫理的配慮として、「日本社会福祉学会 研究倫理指針 第2 指針内容 A 引用」に基づき、先行業績の検討に際しては、現著者名・文献・出版社・出版年・引用箇所を明示し、自説と他説との峻別を行った。

3. 結果

（1）高齢者を在宅介護する子育て世代への介護者支援に関する先行研究の年度別動向

選択した7編の先行研究は、「育児中の介護者支援に言及した先行研究」が3編（来嶋・上田・橋本・中園 1995；鈴木・森・小長谷 2010；岩井 2011）、「介護スタッフによるケアに関する研究」が1編（後藤・鈴木 1994）、「介護休業制度への考察を行った先行研究」が1編（袖井 1995）、「成人子と親との居住関係の規定要因に関する先行研究」が1編（西岡 2000）、「高齢者における社会とのかかわりの阻害要因」が1編（片倉・佐藤・西田・安梅 2002）の5つに分類された（文末資料1）。この5つの分類をもとに、高齢者を在宅介護する子育て世代への介護者支援に関する研究動向について年度別に整理した（文末資料2）。

（2）育児中の介護者支援に言及した先行研究

来嶋・上田・橋本・中園（1995）は、小零細規模の製陶業従事者の居住する地域診療所におけるデイ・ホスピタルの活動の実態と役割について検討した。1975年の開始時から88年までの13年間に通所した132人を対象に、診療録と聞き取りによる調査を行った。その結果、①送迎サービスは多様な通所困難の状況を通所可能にする手段として是非必要な機能であること ②デイ・ホス

ピタルには医療面で、病状の改善、早期発見、入院期間の短縮の役割があること ③作業療法は心理的活性をもたらし人間関係を円滑にし疎外感や孤独感の軽減に有用性があること ④デイ・ホスピタルの役割として、介護者が育児中であつたり病弱の場合、または長期に及ぶ在宅介護の場合などに、家族介護者の負担を軽減できること ⑤夜間や休日は家庭にもどり家族や地域の人達との関係を可能にし、さらに独居老人における医療阻害を防ぎ、社会的孤立を予防する役割があることが認められた。

鈴木・森・小長谷(2010)は、家族支援という視点でまとめ、若年認知症に関する課題を検討した。9組の若年認知症の本人・家族を対象に、インタビュー調査を行った。その結果、子育て、疾患に対する子どもの理解や受け入れ、子どもの仕事と介護の両立、子どもの将来に対する配慮、遺伝に対する懸念、家族・親戚の認知症への理解、独居、介護の多重化、の8つのカテゴリーを生成した。また、子ども世代に関するカテゴリーを基に、必要と考えられる支援について検討したところ、子育てや思春期の子どもの問題などは指摘されているが実態はほとんど把握されていないことが明らかになった。さらに、今後、子どもたちの状況把握に基づいた、具体的なサポートの検討を進める必要が示された。

岩井(2011)は、Japanese General Social Surveyのデータを基に日本の家族の変化をとらえ、現状を把握し、今後の方向について考える資料を提供することを研究目的とした。Japanese General Social Surveyのデータを対象に、2000年から2010年までに継続的に尋ねた85項目を14分野に分けて変化のトレンドを記述した。その結果、若年層の無職・非正規雇用が拡大し、未婚率を押し上げ、未婚成人子の親との同居が増加したこと、女性の就業率が全体として高まり、M字の谷が浅くなったことを指摘した。さらに、高齢者の生活保障と介護の社会化に続いて、育児・教育の社会化が望まれていることを述べ、若年層と女性の就労の変化が、家族の今後に与える影響の大きさを指摘し、税制と雇用政策と福祉の全体像の改革に左右されることを示した。

(3) 介護スタッフによるケアに関する先行研究

後藤・鈴木(1994)は、介護老人福祉施設における日常生活援助場面から、認知症高齢者に対する介護スタッフのケア技術を抽出した。19名の介護スタッフ(平均年齢29歳、平均就業年数2.8年)を対象に、ケアの目的や根拠を分析視点とする質的研究を行った。その結果、スタッフは、高齢者のパワーを発見するために注意深く観察し、それを生かせるよう働きかけていた。また、情緒的な安定を図るために波長あわせの技術を用いて、高齢者との信頼関係や日常性の維持に努めていた。大規模施設におけるケアの限界ともいえるべき、ルール敷きの技術も抽出された。

(4) 介護休業制度への考察を行った先行研究

袖井(1995)は、介護休業法(育児休業法の一部改正)の背景および有職介護者の状況を明らかにし、家族的責任をもつ男女労働者にとって介護休業制度が果たす役割について検討した。有職介護者を対象に検討した結果、近年、中高年既婚女性の雇用労働者化が進んだにもかかわらず、家庭に要介護者がいる場合、主介護者の役割を果たすのは女性であることが示された。また、介護休業制度は女性の役割過重を軽減するのみならず、男性の家庭参加を促進し、男女がともに家庭責任を果たすことを狙いとするものとして、法律の内容には、実態よりも遅れている部分もあるが、1999年の法律施行を待たずして、できるだけ多くの企業が制度の導入に踏み切る必要性を述べた。

(5) 成人子と親との居住関係の規定要因に関する先行研究

西岡(2000)は、少子高齢社会への対応を考えるにあたって、親から成人子、成人子から老親へという相互の世代間関係、支援・援助関係の基底にあった同居別居関係の実態や扶養・介護に対する意識や規範の変化を検討し、成人した子と親との居住関係を規定する要因の分析をした。成人子と親を対象に、既存の統計データや第2回全国家庭動向調査など最新の実態調査の結果を利用して検討を行った。その結果、成人子と老親との居住関係を規定するものは、学歴、

職業といった個人的な属性よりも、長男か否かといったきょうだい構成など規範的要因が重要であった。ただ、経済的に恵まれない低所得世帯において親との同居傾向が高く、親子の居住関係は単に規範的要因のみではなく、経済的な選択の側面も見落としてはならないことが示された。2000年4月からの介護保険制度の導入により介護の社会化が制度化され推進されることになったが、親との同居が規範的であると同時に経済的な要因によっても決定されており、その同居形態が親の扶養・介護にあたっての重要な意味合いをもっている限り、今までの「家族介護」の実態を考慮しながら慎重に取り組むことが必要性が示された。

(6) 高齢者における社会とのかかわりの阻害要因に関する先行研究

片倉・佐藤・西田・安梅(2002)は、身近な社会とのかかわり(高齢者の家族、親族、友人、近隣住民とのかかわり)が高齢者の健康に影響を与えることを踏まえ、かかわりの阻害要因と、保健福祉サービスニーズを明らかにした。ひとり暮らし高齢者7人、虚弱要介護高齢者7人、健常高齢者7人の合計3グループを対象に、グループインタビューを行った。その結果、高齢者の身近な社会とのかかわりの阻害要因として、社会システム領域では、「介護保険制度後のサービス不足、画一化」「地域の近隣住民間の関係の希薄化」「高齢者の役割期待の変化」、地域ケア領域としては、「地域にかかわりを持つための場と機会がないこと」「外出時のアクセスの悪さ」、本人・家族領域としては、「高齢者自身の身体障害による意欲低下」「家族の高齢者の状態に対する理解不足」があげられた。サービスニーズとして、社会システム領域では「高齢者間の円滑なコミュニケーションを重視したサービスの提供」「世代間の交流の場の設定」「高齢者の役割遂行と健康に関する知識の普及」「地域ぐるみの育児支援への参加」「有配偶女性労働者に対するサポートの継続」、地域ケア領域では「かかわりの場と機会の提供」「他者との多様な形態でのかかわりの機会の提供」「道路や階段などの環境整備」「健常者への障害者に対するマナーの啓発」「かかわりを支えるボランティアの育成」、本人・家族領域では「簡便な相談窓口」「必要

な情報が得られる情報提供方法の確立」「家族を含めた専門職のカウンセリング」「高齢者のかかわりと健康に関する知識の普及」があげられた。

4. 考察

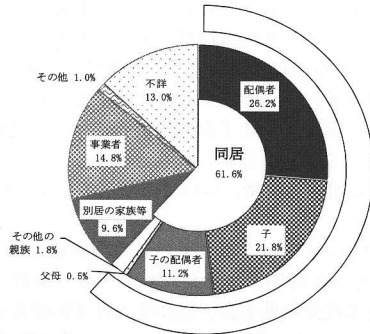
高齢者を在宅介護する子育て世代への介護者支援に関する先行研究では、成人子と親との同居が、長男か否かといったきょうだい構成の規範的要因、及び経済的要因と深く関係しており、親の扶養・介護に重要な意味合いを持つことが示された（西岡 2000）。また、岩井（2011）は、若年層と女性の就労の変化は、税制と雇用政策と福祉の改革に左右されると考えるとともに、家族の在り方に大きな影響を与えると、高齢者の生活保障と介護の社会化に続き、育児・教育の社会化の必要性を指摘した。これまで、育児と介護に関する国民の生活課題に対して、様々な社会化が図られてきた。袖井（1995）は、介護休業法（育児休業法の一部改正）の背景および有職介護者の状況から、中高年既婚女性の雇用労働者化が進んだにもかかわらず、家庭に要介護者がいる場合、主介護者の役割を果たすのは女性であることを示し、法律の内容には、実態よりも遅れている部分もあるが、1999年の法律施行を待たずして、できるだけ多くの企業が制度の導入に踏み切ることが、家族的責任をもつ男女労働者に対する介護休業制度が果たす役割であると述べた。袖井（1995）が言及した介護休業法（育児休業法の一部改正）は、女性差別撤廃条約⁹⁾とILO156号条約¹⁰⁾に基づき、家事は女性が担うものといった性別役割分担意識を改め、男性にも適用される法律として1992年に施行された育児休業法を一部改正し、1995年から介護を含めて新たに「育児・介護休業法」、正式名称「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律」としてスタートした法律である。この育児・介護休業法は、労働者の福祉の向上を目指す上で、女性に大きく関わる課題として育児と介護が国際的に注目され、国内法が整備される中、法律改正を重ねてきた^{11) 12)}。しかし、平成25年雇用動向調査結果の概況（厚生労働省2014）によると、離職理由別離職率について「結婚」「出産・育児」「介護・看護」などの「個人的理由」が10.8%（前年比0.5ポイント上昇）であり、

他の離職理由別離職率と比べて高い水準で推移している¹³⁾。このような状況の中で、我が国の女性の有業率が示すM字型カーブの谷が浅くなったことが指摘されている（岩井 2011）。これに関連して、平成 24 年就業構造基本調査（総務省統計局 2012）は、女性の有業率を年齢階級別に平成 19 年と比べ、M字型カーブの底が「30～34 歳」から「35～39 歳」に移行していると報告している¹⁴⁾。これらの現象は、女性の晩婚化が進み、晩産化も進む中、育児をしながら就業する女性が増えたことが関係していると推測される。さらに、女性の有業率が示すM字型カーブの底である 30 歳代とその前後の年齢階級（25～44 歳）について、「夫婦と子供のいる世帯」¹⁵⁾の妻の有業率を年齢階級別にみると、年齢階級が高くなるほど有業率も高くなり、「40～44 歳」では 66.2%となっていることが報告されている¹⁶⁾。

上記をふまえ、今後、少子高齢化、晩婚化、晩産化が進む社会の中で、育児と介護の同時進行が社会問題となることが懸念され、相馬・山下（2013）が指摘しているように「介護サービス」と「保育サービス」の供給を別々に考えているとダブルケアへの対応が困難であると考えられる。また、きょうだい構成など規範的要因とともに、経済的要因が親との同居、さらに親の扶養・介護に関係することが指摘されている（西岡 2000）。今後、少子高齢化に伴い親の介護を担う子どもの数が減少する中で、経済的要因から就労しつつ育児・介護に取り組む現象が一層社会問題になると考えられる。このような育児・介護、雇用に考慮した社会政策の在り方を考える時、今後の課題として、育児・介護の社会化における福祉サービスについて示唆を得ることをねらいとして、「介護サービス」の担い手である在宅介護支援員、「保育サービス」の担い手である保育士を対象に、高齢者を在宅介護する子育て世代への介護者支援に関する横断的な研究が必要であると考えられる。

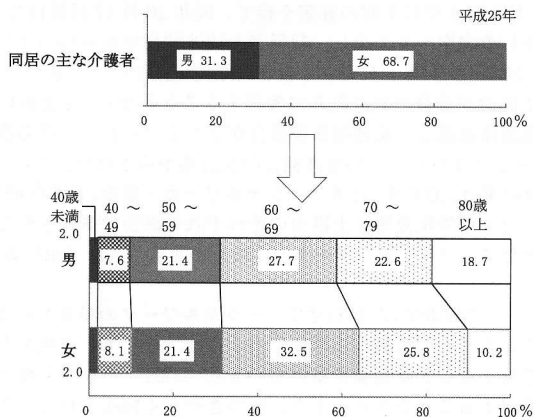
(注)

1) 要介護者等からみた主な介護者の続柄をみると、介護者の6割以上が同居している人であり、その主な内訳は、配偶者が26.2%、子が21.8%、子の配偶者が11.2%であった。要介護者等との続柄別にみた主な介護者の構成割合は、以下のとおりである（厚生労働省2013；内閣府2015）。



資料出所：厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査の概況 『IV 介護の状況』」より抜粋

2) 性別では男性が31.3%、女性が68.7%と女性が多い。同居している主な介護者の年齢について、男性では69.0%、女性では68.5%が60歳以上であり、いわゆる「老老介護」のケースも相当数存在している。また、少子高齢化に伴い親の介護を担う子どもの数が減少する中で、40歳未満の女性の2.0%、40～49歳までの女性の8.1%が介護者であることが報告されている。性・年齢階級別にみた同居の主な介護者の構成割合は、以下のとおりである（厚生労働省2013；内閣府2015）。



資料出所：厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査の概況 『IV 介護の状況』」より抜粋

- 3) 育児と介護に関する社会政策の一つに、育児・介護休業法があげられる。この法律の第一条では、「この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。」と定められている。この法律では、第二条一にて「育児休業」について、同条二にて「介護休業」について用語の意義が述べられるとともに、同法第二章では「育児休業」について、第三章では「介護休業」について定められており、仕事と育児、仕事と介護の両立について政策が定められている。しかし、育児・介護が同時進行する労働者への仕事との両立に関する政策については章立てがなされていない。
- 4) 2004年に成立したわが国の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」は、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)に加盟している日本のソーシャルワーカー職能4団体(日本ソーシャルワーカー協会、社団法人日本社会福祉士会、社団法人日本医療社会事業協会、社団法人日本精神保健福祉士協会)の合意を得て成立した。なお、日本精神保健福祉士協会は、「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改訂案」の合同作業に参加するものの、2003年度の同会の総会において、日本精神保健福祉士協会の倫理綱領を採択している。これに関連して、各団体の組織決定に基づく「改訂案」の取り扱いについては、各団体の主体性によるところであり、他団体が干渉するものではないとされている。
- 5) 社会福祉専門職団体協議会が提案した、ソーシャルワーカーの倫理綱領の改訂について、以下の経過が示されている(日本ソーシャルワーカー協会2005)。まず、日本ソーシャルワーカー協会の呼びかけにより、2000年12月19日に日本社会福祉士会との合同作業委員会が組織された。その後、2001年3月より日本医療社会事業協会の参加を得た。三団体による作業は、2002年10月5日までに7回の審議を経て、同年10月17日付けで「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改定案」を公表し、関係者や関連学会等からのパブリックコメントを求めた。さらに、同年12月28日には、これまで改定作業を行ってきた3団体を加えて、日本精神保健福祉士協会が今後の取り組みに参画することとなり、4団体の会長合意のもと、社会福祉専門職団体協議会・倫理綱領委員会が立ち上げられた。その後、同委員会の検討結果として、ソーシャルワーカーの倫理綱領の改訂案が示された。このソーシャルワーカーの倫理綱領の改訂案は、2005年、日本ソーシャルワーカー協会、日本医療社会事業協会、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会のそれぞれの総会で採択された。また、改定案の特徴として、新たに「ソーシャルワークの定義」が明記された(福祉新聞2004)。
- 6) このソーシャルワークの定義では、合わせてソーシャルワークの職業上の価値として、「すべての人間が平等であること、価値ある存在であること、そして、尊敬を有していることを認めて、これを尊重することに基盤を置いている。」こと、「不利益を被っている人々と連携して、貧困を軽減することを努め、また、傷つきやすく抑圧されている人々を解放して社会的包含(ソーシャル・インクルージョン)を促進するよう努力する」と明言されて

いる（IFSW 日本国調整団体 2001）。

7) 社会福祉専門職団体協議会は、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）への加盟調整団体として組織された。この協議会は、日本ソーシャルワーカー協会、日本医療社会事業協会、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会の4団体で構成されている。また、社会福祉専門職団体協議会・倫理綱領委員会は、2003年2月から先述の4団体が各自に採択している「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」（1961年）、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（1986年）、「日本精神保健福祉士協会倫理綱領」（1988年）を吟味し、4団体合同で、新たに我が国における「ソーシャルワーカーの倫理綱領」制定を目指して設けられた委員会である（日本精神保健福祉士協会 2005）。日本精神保健福祉士協会は、「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改訂案」の合同作業に参加するものの、2003年度の同会の総会において、日本精神保健福祉士協会の倫理綱領を採択した。これに関連して、各団体の組織決定に基づく「改訂案」の取り扱いについては、各団体の主体性によることであり、他団体が干渉するものではないとした。その後、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）が示したソーシャルワークの定義に対する日本語の定訳は、IFSWに加盟している日本のソーシャルワーカー職能4団体（日本ソーシャルワーカー協会、社団法人日本社会福祉士会、社団法人日本医療社会事業協会、社団法人日本精神保健福祉士協会）の合意を得て成立した。4団体は総会の議を経て、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を採択した。この「ソーシャルワーカーの倫理綱領」では、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）が採択したソーシャルワークの定義「ソーシャルワークの専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である（IFSW 2000）。」を実践の拠り所としている（社会福祉専門職団体協議会・倫理綱領委員会 2004）。

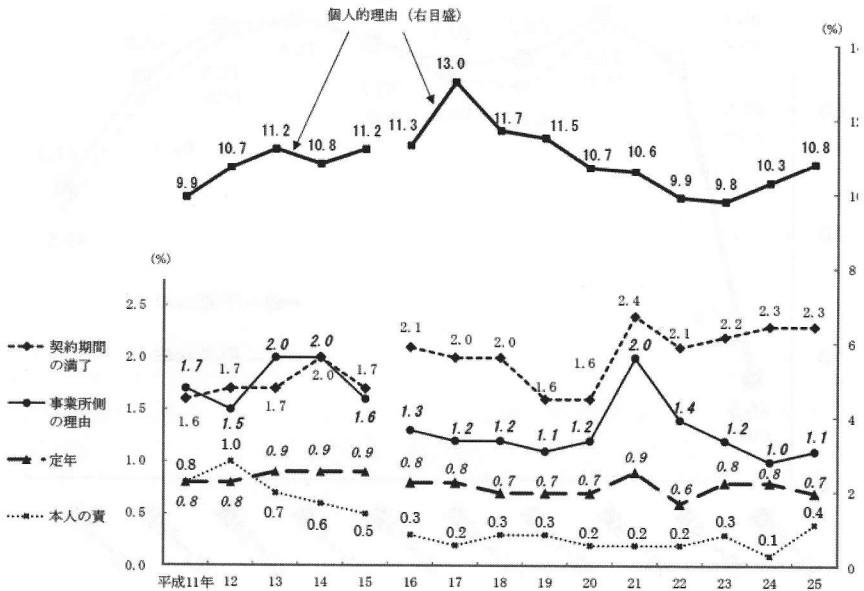
8) 社会老年学文献データベース（DiaL）は、(財)ダイヤ高齢社会研究財団が作成し、インターネット上で無料公開する、社会老年学の日本語文献データベースである。ダイヤ高齢社会研究財団は三菱グループ企業29社の出捐により1993年に設立された。DiaLは、ダイヤ高齢社会研究財団によって、わが国の高齢社会研究の一層の発展と国際交流への寄与を期待して作成されたデータベースである。なお、収録雑誌は、介護福祉学、家計経済研究、家族関係学、家族看護学研究、家族研究年報、家族社会学研究、季刊経済理論（旧：経済理論学会年報）、季刊社会保障研究、教育心理学研究、経済政策ジャーナル（旧：日本経済政策学会年報）、健康心理学研究、現代の社会病理、厚生 の指標、高齢者のケアと行動科学、社会学評論、社会心理学研究、社会政策（旧：社会政策学会誌、社会政策業書、社会政策学会年報）、社会福祉学、社会福祉実践理論研究（旧：社会福祉実践理論学会研究紀要）、社会老年学、心理学研究、人口学研究、人口問題研究、生活経営学研究（旧：家庭経営学研究）、生活経済学研究（旧：生活経済学会会報）、精神医学史研究、成年後見法研究、総合都市研究、日本衛生学雑誌、日本家政学会誌（旧：家政学雑誌）、日本看護学会誌、日本看護管理学会誌、日本看護学会誌、日本看護研究学会雑誌、日本公衆衛生雑誌、日本高齢者虐待防止研究、日本在宅ケア学会誌、日本精神保健看護学会誌、日本地域看護

学会誌、日本都市社会学会年報、日本認知症ケア学会誌、日本の地域福祉、日本保健福祉学会誌、日本労働研究雑誌（旧：日本労働協会雑誌）、日本老年医学会雑誌、発達心理学研究、保健医療社会学論集、リハビリテーション医学、理論と方法、老年看護学、老年社会科学、老年精神医学雑誌、International Journal of Japanese Sociology（英語版の発行のみ）、Japanese Psychological Research（英語版の発行のみ）（50音順）である（<http://www.dia.or.jp/dial/>）。

- 9) 「女性差別撤廃条約」とは、1979年に採択された条約である。「女性差別撤廃条約」は、1948年に国際連合において採択された「世界人権宣言」をもとに、1966年に採択された「国際人権規約」と呼ばれる26の人権条約のうちの一つである。「国際人権規約」は国家に法的な義務を課す条約であることから、この「女性差別撤廃条約」を批准するために3つの国内法を整備した後（国籍法の改正、学習指導要領の改定、男女雇用機会均等法の成立）、1985年に本条約を批准した。
- 10) ILO156号条約とは、1981年に国際連合の専門機関であるILO（国際労働機関）が採択した「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」であり、「家族的責任条約」といわれている。女性差別撤廃条約（1979年）の「家族的責任を男女がともに担う」という基本的な考え方を雇用の場で具体化した条約とであり、日本では「育児休業法」を法制化（1992年）し、介護休業制度を導入（1995年）して1995年に批准した。
- 11) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律は、これまで「育児休業等に関する法律」（1991年5月8日成立、同年5月15日公布、1992年4月1日施行）、「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」（1995年6月5日成立、同年6月9日公布、同年10月1日施行、一部1999年4月1日施行）、「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」（2000年11月9日成立、同年11月16日公布、2002年4月1日施行）、「育児・介護休業法の一部を改正する法律」（2004年12月1日成立、同年12月8日公布、2005年4月1日施行）、「育児・介護休業法の一部を改正する法律」（2009年6月24日成立、同年7月1日公布、2010年6月30日施行、2012年7月1日全面施行）と改正を重ねてきた。
- 12) 育児・介護休業法第一条では、「この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。」と定められている。この法律では、第二条一にて「育児休業」について、同条二にて「介護休業」について用語の意義が述べられるとともに、同法第二章では「育児休業」について、第三章では「介護休業」について定められており、仕事と育児、仕事と介護の両立について政策が定められている。

13) 離職理由別離職率について、離職者の離職理由別離職率をみると、「個人的理由（「結婚」、「出産・育児」、「介護・看護」、「その他の個人的理由」の合計）」が10.8%（前年10.3%）、「契約期間の満了」が2.3%（同2.3%）、「事業所側の理由（「経営上の都合」、「出向」、「出向元への復帰」の合計）」が1.1%（同1.0%）、「定年」が0.7%（同0.8%）、「本人の責」が0.4%（同0.1%）となっている。前年と比べると、「個人的理由」が0.5ポイント、「事業所側の理由」が0.1ポイント上昇した。（図4）

図4 離職理由別離職率の推移



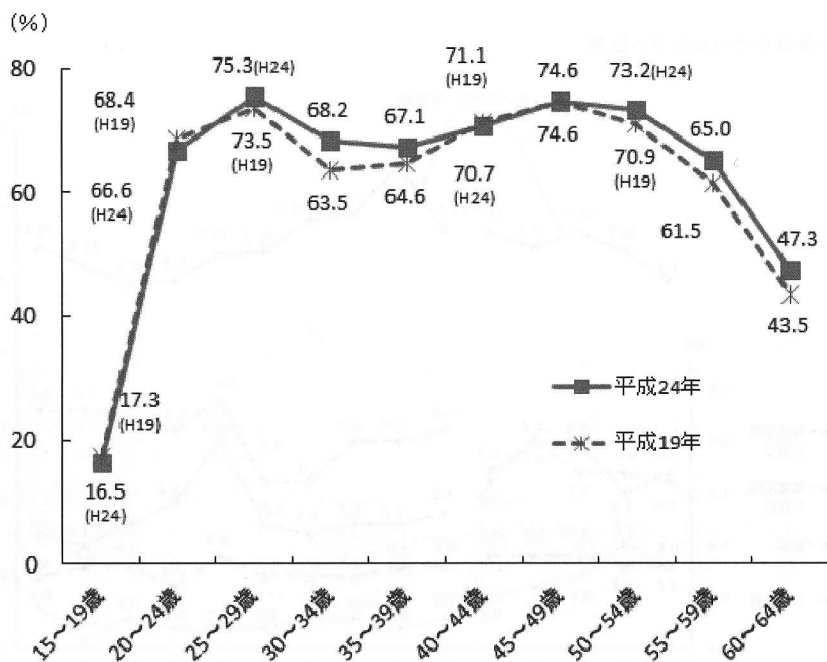
注：1) 離職理由別離職率 = $\frac{\text{離職理由別離職者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$

- 2) 平成16年から調査産業の範囲が一部拡大しているため15年以前とは接続しない。3ページの利用上の注意2を参照。
- 3) 「離職理由」は、離職者がいた事業所が回答した理由である。
- 4) 「事業所側の理由」は「経営上の都合」、「出向」、「出向元への復帰」の合計である。
- 5) 「個人的理由」は、平成24年以前は「結婚」、「出産・育児」、「介護」、「その他の個人的理由」の合計であり、平成25年は「結婚」、「出産・育児」、「介護・看護」、「その他の個人的理由」の合計である。

資料出所：厚生労働省「平成25年雇用動向調査の概要」『(4) 離職理由別離職率の推移』より抜粋

- 14) 女性の有業率を年齢階級別に平成19年と比べると、25～39歳及び50～64歳の各年齢階級で上昇しており、特に「30～34歳」は4.7ポイント上昇し、いわゆるM字型カーブの底が「30～34歳」から「35～39歳」に移行していることが指摘されている。

図1 女性の有業者数及び無業者数の推移（15～64歳）－昭和62年～平成24年－

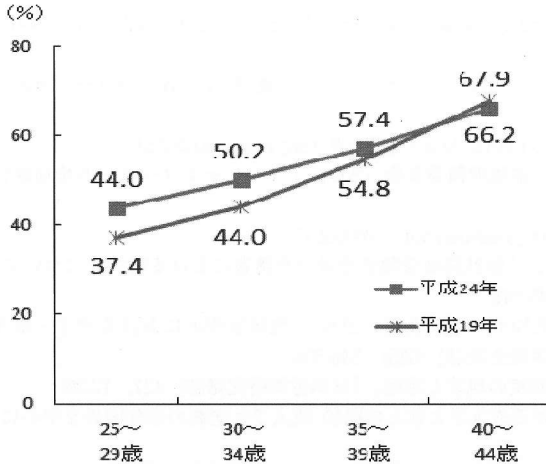


資料出所：総務省統計局「統計トピックス No.74 女性・高齢者の就業状況－勤労感謝の日になんで－『2 女性の就業状況 (1) 就業状態の推移』」より抜粋

- 15) 総務省統計局は、「夫婦と子供のいる世帯」について、「夫婦と子供から成る世帯」「夫婦、子供と両親から成る世帯」及び「夫婦、子供とひとり親から成る世帯」としている。

16) 総務省統計局は、平成19年及び平成24年の妻の年齢階級別有業率（夫婦と子供のいる世帯）について、以下の図のようにまとめている。

図3 妻の年齢階級別有業率（夫婦と子供のいる世帯）－平成19年，24年－



資料出所：総務省統計局「統計トピックス No.74 女性・高齢者の就業状況－勤労感謝の日になんで－『2 女性の就業状況 (2)「夫婦と子供のいる世帯」の妻の就業状態』より抜粋

文献

- 日本経済新聞（2014）「長期入院の解消進まず 介護療養病床、一転存続へ」
[\(http://www.nikkei.com/article/DGXLZO76423720R00C14A9SHA000/](http://www.nikkei.com/article/DGXLZO76423720R00C14A9SHA000/), 2014.9.02)
- 厚生労働省（2014）「在宅医療・介護の推進について」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/zaitaku/dl/zaitakuiryou_all.pdf, 2015.9.28)
- 東京都福祉保健局（2014）「東京都退院支援マニュアル ～病院から住み慣れた地域へ、安心した生活を送れるために～」
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryoo/sonota/zaitakuryouyou/taiinnshienn.files/taiinn1.pdf>, 2015.9.28)
- 厚生労働省（2012）「平成24年版 働く女性の実情 第2章 仕事と介護の両立～離職せず働き続けるために」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/12.html>, 2015.9.28)
- 厚生労働省（2013）「平成25年国民生活基礎調査の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/>, 2015.9.28)

内閣府 (2015) 「平成 27 年版高齢社会白書」

(http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2015/zenbun/27pdf_index.htm, 2015.9.28)

相馬直子・山下順子 (2013) 「社会の変化からコミュニティ経済の必要性を考える 1 ダブルケア (子育てと介護の同時進行) から考える新たな家族政策—世代間連帯とジェンダー平等に向けて」

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/chousa/kihou/171/kihou171-014-017.pdf>, 2015.9.28)

IFSW 日本国調整団体 (2001) 「国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) のソーシャルワークの定義」

(http://www.jacsw.or.jp/contents/data/03_IFSW_teigi.htm, 2009.2.5).

社会福祉専門職団体協議会・倫理綱領委員会 (2004) 「ソーシャルワーカーの倫理綱領 (改訂最終案)」

(<http://www.jacsw.jp/rinri/saishuan.pdf>, 2009.2.5).

後藤裕一郎・鈴木庄亮 (1994) 「慢性脳血管障害患者の介護者における鬱状態について」『日本公衆衛生雑誌』41(9), 945-949.

来嶋安子・上田照子・橋本美知子・中園直樹 (1995) 「地域診療所におけるデイ・ホスピタルの実態と役割」『日本公衆衛生雑誌』42(5), 346-354.

袖井孝子 (1995) 「介護休業制度の現状と課題」『日本労働研究雑誌』427, 12-20.

西岡八郎 (2000) 「日本における成人子と親との関係:成人子と老親の居住関係を中心に」『人口問題研究』56(3), 34-55.

片倉直子・佐藤泉・西田麻子・安梅勸江 (2002) 「高齢者の身近な社会とのかかわりへの保健福祉サービスニーズに関する研究」『日本保健福祉学会誌』8(2), 41-49.

岩井紀子 (2011) 「JGSS-2000 ~ 2010 からみた家族の現状と変化」『家族社会学研究』23(1), 30-42.

鈴木亮子・森明子・小長谷陽子 (2010) 「若年認知症の人の家族を支援するうえでの課題」『日本認知症ケア学会誌』9(1), 73-82.

厚生労働省 (2014) 「平成 25 年雇用動向調査結果の概況」

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/14-2/>, 2015.9.28)

総務省統計局 (2012) 「平成 24 年就業構造基本調査」

(<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/>, 2015.9.28)

厚生労働省 (2009) 「育児・介護休業法について」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>, 2015.9.28)

日本ソーシャルワーカー協会 (2005) 「倫理綱領」

(<http://www.jasw.jp/rinri/rinri.html>, 2010.3.15).

福祉新聞 (2004) 「2004 年 8 月 2 日号 (2209 号) SW の倫理綱領改訂へ 新たに『定義』を明記 職能 4 団体が 05 年度に採択」

(<http://www.fukushishimbun.co.jp/news/040802/01.html>, 2010.3.16).

日本精神保健福祉士協会 (2005) 「倫理綱領」

(<http://www.japsw.or.jp/syokai/rinri.htm>, 2010.3.15).

厚生労働省 (2013) 「平成 25 年雇用動向調査結果の概況: 結果の概要」

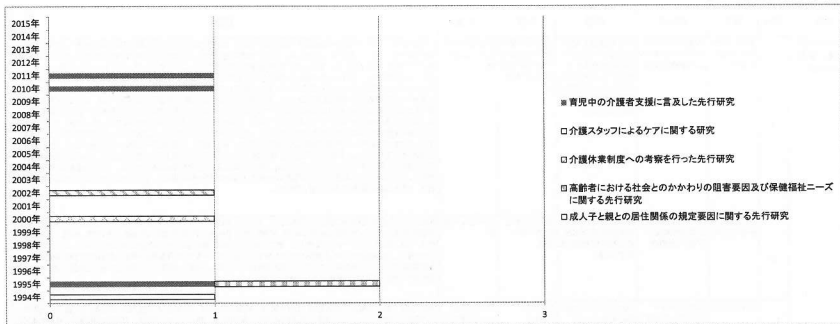
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/14-2/kekka.html>, 2015.9.28)

総務省統計局 (2013) 「統計トピックス No.74 女性・高齢者の就業状況 - 勤労感謝の日にちなんで - 『2 女性の就業状況 (1) 就業状態の推移』」

(<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/topics/topi740.htm>, 2015.9.28)

文末資料2 在宅介護サービスにおける子育て世代の介護者支援に関する先行研究の年度別動向

選択した7編の先行研究について、「目的」「対象」「方法」「結果」別に整理し、研究内容から分類を行った表を以下に記す。



論文要旨

Trends and issues of studies on caregiver support for parenting generations that perform the home care of elderly

INOUE Yuko

Purpose: This study is intended to grasp trends and issues of studies on caregiver support for parenting generations that perform the home care of elderly.

Method: Method of this study is literature study on caregiver support for parenting generations that perform the home care of elderly.

Result: Trends of studies on caregiver support for parenting generations that perform the home care of elderly were “Study of caregiver supports for parenting generations that perform the home care of elderly” , “Study of Care by the care staff”, “Study of the Family Care Leave System” , “Study on the determinants of Parent-Adult Child Coresidence”,and “study on disincentives of interchange with the society by the elderly”.

Conclusion: The future research theme is to study “caregiver support for parenting generations that perform the home care of elderly by long-term care support specialists” ,“caregiver support for parenting generations that perform the home care of elderly by nursery school teachers”.

Key word: literature study, the home care of elderly, parenting generations, caregiver support, the socialization of child care and nursing Care